



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	7件
○死者数	0人
○傷者数	8人

2015年6月30日現在

**「町民一人ひとりが交通マナーを守り、
交通事故のない社会を目指しましょう。」**

☆北海道飲酒運転事故最悪！

道内の飲酒運転による死者数は3年連続増加し、昨年度は19人で全国最悪でした。昨年の小樽市、今年に入って砂川市での飲酒運転による死亡事故などが後を絶たない状態が続いています。

飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転は絶対しない。周囲も許さないという意識が必要になります。

また、前日に深酒をしてしまうと翌朝の運転は「酒気帯び運転」になっている可能性が非常に高いことがあります注意が必要です。



6月23日
こぐまクラブ交通安全教室

☆夏休み期間中の交通事故防止！

○運転者は

- ・子どもや高齢者を見たら、飛び出し等を予測し、徐行するなど思いやりのある運転をしましょう。
- ・歩行者に対する安全確認だけでなく、自転車やバイク等の有無をしっかりと確認しましょう。

○子どもや高齢者

- ・子ども達は道路で遊ばない、出かけるときは全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか、みんなで確かめよう。

☆こまめに休憩して！居眠り運転を防ごう！

「睡眠不足での運転」、「山菜採り・釣り・温泉・パークゴルフ・ゴルフの帰り等の運転」、「気温が上がり暖くなった午後の運転」、「高齢者のドライバーの皆さん」

眠たくなったら、こまめ休憩を取り、居眠り運転にならないよう気をつけて！

☆日高門別IC出口付近、事故頻発にご注意を！

日高自動車道「日高門別インターチェンジ」の出口から道道につながるT字路で、昨冬から6件の事故が起きており、門別警察署からも防止策や注意を呼びかけています。

事故は、見通しの利くT字路を直進して前方の斜面に転落または逸脱するもので、夜間や早朝の時間帯に集中して起きています。

事故防止対策も検討されていますが、通行の際にはご注意ください。

◎ 日常生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン**

1. 高齢者事故防止
2. 自転車運転走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇ デイ・ライトで安全運転
昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎ 自らの安全意識が高まる
- ◎ 遠くからでも確認されやすい
- ◎ ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎ 雨や曇りの日は特に目立つ

地方創生に向け動き出しました

国は、人口減少に歯止めをかけ、東京の一極集中を是正し、それぞれの地域の特性や地域資源を活用して、将来に向かって活力ある地域社会を創ることを目的として、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

この法律では、将来の人口展望を示す「地方人口ビジョン」と、人口ビジョンを踏まえた5年間の計画である「地方版総合戦略」の策定が努力義務とされています。

町は、6月22日に役場内の組織として、本庁担当副町長を本部長とする「日高町人口ビジョン・総合戦略推進本部」を、また、7月3日には、町内の各産業団体等で組織する「日高町創生総合戦略策定会議」を設置しました。

今後、10月下旬を目標に、「日高町人口ビジョン」と「日高町総合戦略」の策定に向け取り組みを進めていくこととなります。また、住民の方を無作為に抽出したアンケート調査も実施しますので、その際にはご協力くださるようお願いいたします。

【お問い合わせ】 日高町役場 企画財政課 まちづくり・広報統計グループ
電話 01456-2-6181

海水浴等に伴う事故防止について

安全で快適な海水浴のために、次のことに十分注意しましょう。

- 1 標旗、うき等によって区画された遊泳区域内で遊泳しましょう。
- 2 かならず準備体操を行い、身体を濡らしながら水に入りましょう。
- 3 次のような状況のときは、遊泳しないようにしましょう。
 - (1) 開設者が定めた利用時間外(夜間、早朝)であるとき。
 - (2) 開設者が、遊泳することは危険又は不適當と認め、遊泳を禁止したとき。
 - (3) 体調が悪いとき。
 - (4) 酒類を飲んだとき。
- 4 遊泳区域を表示する標旗、うき等を移動したり、壊したりしないようにしましょう。
- 5 離岸流(海岸に打ち寄せられた海水が沖に戻る強い流れ)に流されたら、あわてずに海岸と平行に泳ぎ、流れから離れましょう。
- 6 他人の迷惑となる行為をしないようにしましょう。
- 7 幼児や児童には、必ず親等保護者が同伴しましょう。
- 8 空きかん、空きびん等のごみは、所定の場所に持って行くか、家庭に持ち帰りましょう。
- 9 魚貝を採取しないようにしましょう。
- 10 遊泳区域内に、ヨット、サーフボード、モーターボート、水上オートバイその他接触した場合に人の身体に危害を及ぼす恐れがあるものを乗り入れないようにしましょう。
- 11 モリ、水中銃等を使用しないようにしましょう。
- 12 危険な遊技等をしないようにしましょう。
- 13 貸ボートを利用するときは、その事業者の指示に従うとともに、事故防止に細心の注意を払いましょう。
- 14 公衆の安全、衛生及び風紀を損なうような行為をしないようにしましょう。
- 15 海水浴場に自動車で出かけるときは、交通の混雑が予想されるので、特に交通事故防止に努めましょう。

海や浜はみんなの貴重な生活や生産の場です。いつまでも気持ちよく利用できるよう、事故の防止や環境への配慮を心掛けましょう。

【お問い合わせ】 北海道環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課スポーツグループ
電話 011-204-5209
FAX 011-232-8695